

相続税関係

教育資金一括贈与の 贈与者死亡時の注意点

1 はじめに

教育資金一括贈与の贈与者死亡時の注意点について本稿にて以下の通り考察する。

2 令和3年4月1日以後の贈与

教育資金一括贈与について、贈与者が教育資金管理契約の終了の日までの間に死亡した場合には、贈与者の死亡日の「管理残額」を、受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなして、受贈者に相続税が課税される（措法70の2の2⑫）。

ただし、贈与者の死亡の日に受贈者が次に掲げる場合には、相続税課税の対象者から除かれる（措法70の2の2⑬）。

- (1) 23歳未満である場合
- (2) 学校等に在学している場合
- (3) 教育訓練を受けている場合

なお「管理残額」とは、一般的には贈与者の死亡日における、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額をいう（措法70の2の2⑫）。

3 令和3年3月31日以前の贈与

令和3年3月31日以前に贈与した教育資金について、贈与者が教育資金管理契約の終了の日までの間に死亡した場合には、贈与者の死亡前3年以内に贈与された教育資金で、教育資金の一括贈与の非課税の適用を受けた「管理残額」を、贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなして、受贈者に相続税が課税される（旧措法70の2の2⑩）。

ただし、贈与者の死亡の日に受贈者が次に掲げる場合には、相続税課税の対象者から除かれ

る（旧措法70の2の2⑩）。

- (1) 23歳未満である場合
- (2) 学校等に在学している場合
- (3) 教育訓練を受けている場合

4 平成31年3月31日以前の贈与

贈与者が教育資金管理契約の終了の日までの間に死亡した場合には、死亡した日の「管理残額」については、上記2又は3のような相続税課税の対象とはならない規定であった。

5 追加教育資金について

教育資金一括贈与の非課税制度において、贈与した教育資金が不足した場合には、追加の教育資金を贈与することができる。

この場合、教育資金管理契約の終了の日までの間に死亡した場合には、当初贈与した又は追加で贈与した教育資金について、贈与者の相続財産に加算して相続税が課される対象か否かの判断（上記2から4までの取扱いの判断）は、その教育資金の贈与日（拠出日）で判断することになる（令和3年改正法附則75③）。

なお、教育資金について追加で贈与をしていた場合において、贈与者の死亡時の「管理残額」のうち現行規定の対象となる「管理残額」の計算は、次のとおりである（令和3年改正措令附則29⑤）。

＝算式＝（23歳未満等には該当しない例）

$$E \times \frac{C+D}{A+B+C+D} = \text{相続税加算額}$$

A 平成31年3月31日以前の教育資金贈与額

B 令和3年3月31日以前の教育資金贈与額（死亡後3

年以内に該当しない）

C 令和3年3月31日以前の教育資金贈与額（死亡後3年以内に該当する）

D 令和3年4月1日以後の教育資金贈与額

E 贈与者死亡時の教育資金の残高

6 令和5年4月1日以後の贈与

令和5年度税制改正において、教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合には、その贈与者の相続税の課税価格が5億円を超えるときは、受贈者が23歳未満である場合等であっても、その死亡の日における「管理残額」を、その受贈者が贈与者から相続等により取得したものとみなす改正が行われるようである（「令和5年度税制改正大綱」より）。

7 おわりに

相続税の計算時における生前贈与の確認は、被相続人の子である相続人に対して行われることが多いと思われる。しかし、教育資金の一括贈与、結婚・子育て資金の一括贈与を考慮すると、孫も相続税の対象になり得るため、孫への贈与の確認も必要である。

また、令和5年の改正により、暦年課税贈与について、相続税の課税価格に加算される年数が、3年から7年に延びる改正も行われるようであり（「令和5年度税制改正大綱」より）、受贈者側の管理だけでなく、今後は可能であれば贈与者側からの贈与の管理も必要であろう。

〔 右山研究グループ
税理士 鹿志村 裕 〕